

役員・評議員

理事

2026年6月1日現在

役職	寄附行為 選任条項	氏名	備考
(理事長)	14-2	津田 葵	ノートルダム清心女子大学 学長
(理事)	7-1-1	松沢 克彦	清心中学校・清心女子高等学校 校長
		永山 弘	ノートルダム清心中・高等学校 校長
		後藤 緑	ノートルダム清心女子大学附属小学校 校長
		石田 亜古	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園 園長
	7-1-2	小林 謙一	ノートルダム清心女子大学 経営・研究推進担当副学長
	7-1-3	中村 彩子	清心中学校・清心女子高等学校 教諭
		*森脇 尚美	
		東 久美子	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園 園長補佐
		*秋政 孝一	
		*若林 昭吾	
		*高橋 邦彰	
		*本保 恭子	
	菊永 茂司	学校法人ノートルダム清心学園 顧問	

*…学外理事

監事

寄附行為 選任条項	氏名	備考
22-1	石田 麻衣	
	山下 一夫	

評議員

寄附行為 選任条項	氏名	備考
31-1-1	安部 栄一	学校法人ノートルダム清心学園 法人事務局長
	和田 芳明	ノートルダム清心女子大学 総務部長
	松本 浩和	清心中学校・清心女子高等学校 教頭
	下崎 正浩	ノートルダム清心中学校・高等学校 事務部長
	川上 敏	ノートルダム清心女子大学附属小学校 教頭
31-1-2	中本 幸一	ノートルダム清心女子大学 教学・情報教育推進担当副学長
31-1-3	横溝 洋子	ノートルダム清心女子大学同窓会 会長
	永井 圭子	清心中学校・清心女子高等学校同窓会 会長
	岩崎 恵子	ノートルダム清心中・高等学校同窓会 会長
31-1-4	淵 健一	清心中学校・清心女子高等学校 後援会会長
	天満 栄至	ノートルダム清心中・高等学校 後援会会長
	高田 吉行	ノートルダム清心女子大学附属小学校 保護者会会長
	河合 亜実	ノートルダム清心女子大学附属幼稚園 保護者会会長
31-1-5	中山 みか	
	兼築 美奈子	
	森岡 紀子	ノートルダム清心女子短期大学同窓会 会長
	大倉 恭子	
	佐藤 恵子	
福田 好子		

[参考] 学校法人ノートルダム清心学園 寄附行為 (抜粋)

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 13名以上15名以内
- 二 監事 2名

2 この法人に、評議員16名以上20名以内を置く。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本法人の設置する学校の学長(校長、園長)のうちから、選任委員会において選任した者5名
- 二 本法人の設置する大学の副学長のうちから、選任委員会において選任した者1名
- 三 第一号及び第二号に掲げるもののほか、選任委員会において選任した者7名以上9名以内

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(評議員の選任)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、第6条で定める選任委員会において選任する。

- 一 この法人の職員のうちから選任した者4名以上5名以内
- 二 この法人の設置する大学の副学長のうちから選任した者1名
- 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから選任した者3名
- 四 この法人の設置する学校の保護者会又は後援会の会長のうちから選任した者4名
- 五 学識経験者のうちから選任した者4名以上7名以内

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

学校法人ノートルダム清心学園

役員、評議員及び役員等選任委員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ノートルダム清心学園（以下「本学園」という。）寄附行為第5条及び第6条に定める理事、監事（以下「役員」という。）、評議員及び役員等選任委員の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本学園の役員は常勤役員と非常勤役員とする。

- 2 前項の規程に定める常勤役員とは、本学園を主たる勤務場所とし、理事あるいは監事の職務に専念する者をいい、それ以外を非常勤役員という。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、常勤役員については報酬、非常勤役員については非常勤役員報酬とする。

- 2 前項の規定に関わらず、本学園と教職員として雇用関係にある役員については、役員報酬は支給しない。
- 3 役員には退職金は支給しない。

(役員報酬の算定基準)

第4条 理事長は年俸制とし、非常勤役員は年額の手当及び理事会等出席並びに業務のための勤務の日当とする。

(報酬額の支給日)

第5条 理事長の報酬は年間報酬額とし、別表1のとおりとする。月の給料は年額に12分の1を乗じて得た額を円単位で切り捨てて、原則として毎月21日に支給する。ただし、3月の給料については、年間報酬額からその年度内にすでに支払われた額を差し引いた額を支給する。

- 2 前項に規定する給料支払日が休日または土曜日に当たる時は、その前の直近の平日（祝祭日を除く。）に支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実費の通勤手当を支給する。

(非常勤役員報酬)

第7条 非常勤役員の非常勤役員報酬は、別表2のとおりとする。

- 2 前項に規定する非常勤役員報酬は3月21日に一括して支給する。ただし、その支給日が休日または土曜日に当たる時は、その前の直近の平日（祝祭日を除く。）に支給する。

(理事会等日当)

第8条 非常勤役員には、別表3のとおり報酬又は日当を支給する。

(評議員及び役員等選任委員の報酬)

第9条 評議員に対する報酬については、別表3のとおり日当を支給する。

2 役員等選任委員に対する報酬については、別表4のとおり日当を支給する。

3 第1項及び第2項の規定に関わらず、学園と教職員として雇用関係にある評議員及び役員等選任委員についてはこれを支給しない。

(報酬の支払方法)

第10条 役員、評議員及び役員等選任委員の報酬は、法令に基づき役員、評議員及び役員等選任委員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その報酬額から、控除額を差し引いて支払うものとする。

(交通費及び費用)

第11条 役員、評議員及び役員等選任委員には理事会出席等本学園運営のための業務、又は職務執行のため出張した場合はその都度、報酬とは別に交通費を支給する。なお、支給方法等は別に定める。

(経理の単位)

第12条 役員、評議員及び役員等選任委員の報酬等の支給は、本学園経理規程第5条第1項第1号の法人事務局に係る予算から支出するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を徴し理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校法人ノートルダム清心学園役員報酬規程（平成7年5月26日施行）並びに役員退職金支給規程（平成7年5月26日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、令和元年10月20日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、令和7年4月1日から施行する

別表 1 (第 5 条関係)

理事長報酬額

理事長給料	年額	8,000,000 円
-------	----	-------------

別表 2 (第 7 条関係)

非常勤役員報酬額

非常勤役員手当	年額	100,000 円
---------	----	-----------

別表 3 (第 8 条及び第 9 条第 1 項関係)

非常勤役員、評議員日当額

非常勤役員	理事会等会議に出席の報酬	一日 10,000 円
	来校による業務の報酬	一日 20,000 円
	出張又はオンラインによる研修会等参加の日当	一日 5,000 円
(学園と教職員として 雇用関係にない) 評 議 員	評議員会等会議に出席の日当、 その他来校による業務の日当	一日 5,000 円

別表 4 (第 9 条第 2 項関係)

役員等選任委員日当額

(学園と教職員として 雇用関係にない) 役員等選任委員	役員等選任委員として会議に出席の日当	一日 10,000 円
	その他来校による業務の日当	一日 5,000 円